

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.89

平成 22 年 6 月 11 日

海産物業者から電話でカニの購入を勧められ、断わり切れずに購入することにしました。  
本当はいらないのですが…。

## 被害内容

【相談者 70代 女性】

3日前、突然、「カニは好きですか？ カニを市場価格の半額で販売するので買いませんか?」と、強引に電話で勧められ断り切れずに購入することにしたところ、今朝届きました。本当は、いらないので返したいのですが…。

## 対処方法

最近、カニ等の海産物の悪質な電話勧誘の相談が増えています。相談者のように断っても強引に勧誘されたり、中には脅してくることもあります。

- ・ 相談者には、これは「電話勧誘販売」にあたり、契約書面を受け取った日から8日間は、クーリング・オフができるので書面で通知し、商品は着払いで返送するよう助言しました。
- ・ 不要な勧誘にはあいまいな返事をせず、きっぱりと断りましょう。
- ・ トラブルにあったら、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターに相談してください。

カニをお届けに来ました。



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890